総社市議会事務事業評価実施要領（令和８年度実施）

１　目的・意義

議会においては，市政執行に対する評価・監視機能をさらに充実させるため，「事務事業評価」を実施し，事務事業の見直しを行うことで限りある財源を有効に活用するため，該当事業について提言を行うことにより，決算と予算の審査に連動性をもたせようとするもの。

２　事務事業評価実施の手順

１　事務事業評価を行おうとする事業の選定

⑴ 選定方法　各常任委員会で自由討議を行い，事務事業評価を行おうとする事業（各委員会１件程度）を選定する。

⑵ 当局への通知　選定した事業について，当局へ通知する。

⇓

２　事務事業評価の実施

委員会による所管事務調査等を開催し，当局への質疑を経て，事業の評価を行う。

⑴ 評価の視点等

・市民のニーズ，市が実施する必要性，費用に見合った効果，目標の達成状況，決算額の推移，今後の事業見込み　など

⑵ 評価の方法　各委員が事業評価シート「別紙１」を記入する。

⇓

３　事務事業評価を委員会で決定

⑴ 委員会での評価決定

各委員が記入した事業評価シートを基に，委員間で自由討議を実施し，委員会として今後の事業に対する提案を決定する。

⑵ 評価区分　**「３　評価区分」**の表のとおり

⑶ 委員会で取りまとめる結果表は，「別紙２」のとおり

⇓

４　議会全体として，事務事業評価を決定

⑴ 議長は，市議会全員協議会を開催し，各委員長からの報告を受ける。

⑵ 全員協議会で，議会としての事務事業評価を決定する。（※委員外議員の意見も考慮する。）

⇓

５　評価結果の当局への通知

議長名で，市長あてに評価結果を通知する。

議長名の通知様式は，「別紙３」のとおり

３　評価区分

区分	事業内容	説明
5	拡充	事業の内容や手法は改善や見直し
4	改善し継続	事業の内容や手法は改善や見直しが必要
3	現状のまま継続	事業の内容や手法は概ね現行どおり
2	見直しの上縮小	事業の内容や手法は見直し
1	休止・廃止	事業を廃止・凍結
区分	予算規模	説明
4	拡充	予算は拡大
3	現状維持	予算は現状維持
2	縮小	予算は縮小
1	予算計上なし	予算はゼロ

４　スケジュール

協議体等	実施内容	日程
	事務事業評価制度の施行について，当局に通知	新年度最初の議運決定後
常任委員会 （所管事務調査）	評価しようとする事業の選定 【「予算提案説明補足資料」や「予算調書」を参考に選定】	６月中旬まで （常任委員会で協議）
	選定した事業名を執行部に通知	６月中旬まで
常任委員会 （所管事務調査）	■所管事務調査を実施 ・各委員で評価シートによる評価を実施	７月～９月中旬まで
	委員会自由討議で，委員会としての評価を決定。	
全員協議会	■事務事業評価の議会としての決定 ・市議会全員協議会を開催し，事務事業評価の協議，決定を行う。 ・各委員長は，委員会での経過と事務事業評価結果を報告する。 ・市議会全員協議会で，議会として事務事業評価を決定。	１０月上旬まで
議会から執行部への通知	評価結果を執行部に通知する。	１０月下旬まで

「別紙３」議長名による市長への通知

総社市長　　様

総社市議会議長

令和８年度　議会事務事業評価結果について

総社市議会では，令和８年度事務事業について，事業評価を実施し，その評価結果をもって，令和９年度予算への提言を行います。

記

事業名		
評価	事業内容：	予算規模：
提言内容 審査の経過等		